

## モノマー等通知の改正について（報告）

### 1. ポジティブリスト制度における新規物質等の追加について

- ポジティブリストに掲載されていない合成樹脂原材料としての新規物質の追加等については、令和7年3月27日の食品衛生基準審議会器具・容器包装部会において、別表第1の改正、安全性審査手続又はモノマー等通知<sup>\*1</sup>の改正の3種類の手続の流れとすることです承された。

新規物質として基材に係る新たなモノマーを追加する場合や掲載されているモノマーの使用制限等を変更する等の場合は、基材については分子量が1,000以上であること等から、手続としてはモノマー等通知の改正のみとなるため、その改正内容を部会に報告した上で、通知改正を行うこととされている。

その後事業者から要請書<sup>\*2</sup>が提出されたことから、令和7年6月26日の同部会においてモノマー等通知の改正について確認いただき、同通知の改正を行ったところ<sup>\*3</sup>。

- ※1 「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和5年11月30日付け厚生食基発1130第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）
- ※2 「食品用器具又は容器包装の原材料に含まれる物質の規格の改正等に係る要請の手引について」（令和7年5月28日付け消食基第357号消費者庁食品衛生基準審査課長通知）に示す「基材を構成するモノマー等通知の改正に係る要請書」
- ※3 「「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」の一部改正について」（令和7年7月4日付け消食基第437号消費者庁食品衛生基準審査課長通知）

- 今般新たに事業者から要請書が提出されたことを受け、モノマー等通知を改正するもの。

### 2. 改正の概要

- アルキルの炭素数が18のアクリル酸アルキル、メタクリル酸ジシクロペンタニル及びメタクリル酸2-[3-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-ヒドロキシフェニル]エチルから構成される重合体（別紙16「アクリル酸類を

主なモノマーとする重合体」に該当)を食品用の容器包装に使用することについて、要請があった。本重合体は、マスターバッチとして用いられる想定である。

- アルキルの炭素数が 18 のアクリル酸アルキルについては、アクリル酸ステア  
リルのみがモノマー等通知別紙 16「アクリル酸類を主なモノマーとする重合体」  
に必須モノマーとして掲載されている。本改正は、別紙 16 のアクリル酸ステア  
リルに係る記載をアルキルの炭素数が 18 のアクリル酸アルキルに変更するもの  
である。
- メタクリル酸ジシクロペンタニルはモノマー等通知に掲載がない。本改正は、  
本物質を別紙 16「アクリル酸類を主なモノマーとする重合体」に必須モノマーと  
して追加するものである。
- メタクリル酸 2- [3- (2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-ヒド  
ロキシフェニル] エチルは、モノマー等通知別紙 16「アクリル酸類を主なモノマ  
ーとする重合体」に任意の物質として掲載されており、使用条件「第 2 表の通し  
番号 108 (1) 及び 108 (2) に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。」  
が付されている。本改正は、別紙 16 の本物質に係る使用条件を削除するもので  
ある。
- 上記の物質及びこれらから構成される重合体について、食品への移行及び安全  
性について情報提供を受け、国立医薬品食品衛生研究所の専門家の意見を聴いて、  
別紙の新旧対照表のとおりモノマー等通知を改正することについて問題がない  
と判断した。

(別紙)

改正案	現行																												
<p style="text-align: right;">別紙 16</p> <p>アクリル酸類を主なモノマーとする重合体</p> <p>(略)</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="217 537 620 584">名称</th><th data-bbox="622 537 1081 584">使用制限等</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="217 585 620 719">必須モノマー</td><td data-bbox="622 585 1081 719">必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。</td></tr><tr><td data-bbox="217 721 620 767">(略)</td><td data-bbox="622 721 1081 767"></td></tr><tr><td data-bbox="217 769 620 855"><u>アクリル酸アルキル</u></td><td data-bbox="622 769 1081 855"><u>アルキルの炭素数が 18 のものに限る。</u></td></tr><tr><td data-bbox="217 857 620 903">(略)</td><td data-bbox="622 857 1081 903"></td></tr><tr><td data-bbox="217 904 620 951">メタリルスルホン酸</td><td data-bbox="622 904 1081 951">ナトリウム塩を含む。</td></tr><tr><td data-bbox="217 952 620 1038"><u>メタクリル酸ジシクロペンタニル</u></td><td data-bbox="622 952 1081 1038"></td></tr></tbody></table>	名称	使用制限等	必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。	(略)		<u>アクリル酸アルキル</u>	<u>アルキルの炭素数が 18 のものに限る。</u>	(略)		メタリルスルホン酸	ナトリウム塩を含む。	<u>メタクリル酸ジシクロペンタニル</u>		<p style="text-align: right;">別紙 16</p> <p>アクリル酸類を主なモノマーとする重合体</p> <p>(略)</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1149 537 1552 584">名称</th><th data-bbox="1554 537 2013 584">使用制限等</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1149 585 1552 719">必須モノマー</td><td data-bbox="1554 585 2013 719">必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。</td></tr><tr><td data-bbox="1149 721 1552 767">(略)</td><td data-bbox="1554 721 2013 767"></td></tr><tr><td data-bbox="1149 769 1552 855"><u>アクリル酸ステアリル</u></td><td data-bbox="1554 769 2013 855">(新設)</td></tr><tr><td data-bbox="1149 857 1552 903">(略)</td><td data-bbox="1554 857 2013 903"></td></tr><tr><td data-bbox="1149 904 1552 951">メタリルスルホン酸</td><td data-bbox="1554 904 2013 951">ナトリウム塩を含む。</td></tr><tr><td data-bbox="1149 952 1552 1038">(新設)</td><td data-bbox="1554 952 2013 1038"></td></tr></tbody></table>	名称	使用制限等	必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。	(略)		<u>アクリル酸ステアリル</u>	(新設)	(略)		メタリルスルホン酸	ナトリウム塩を含む。	(新設)	
名称	使用制限等																												
必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。																												
(略)																													
<u>アクリル酸アルキル</u>	<u>アルキルの炭素数が 18 のものに限る。</u>																												
(略)																													
メタリルスルホン酸	ナトリウム塩を含む。																												
<u>メタクリル酸ジシクロペンタニル</u>																													
名称	使用制限等																												
必須モノマー	必須モノマーの合計は重合体の構成成分に対して 50%以上であること。																												
(略)																													
<u>アクリル酸ステアリル</u>	(新設)																												
(略)																													
メタリルスルホン酸	ナトリウム塩を含む。																												
(新設)																													

任意の物質	任意の物質のみで構成される部分は分子量 1000 未満であること（ただし、分子量 1000 以上のエチレングリコール重合体部分を除く。）。
(略)	
メタクリル酸 2-[3-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-ヒドロキシフェニル]エチル	(削る)
(略)	
(略)	

任意の物質	任意の物質のみで構成される部分は分子量 1000 未満であること（ただし、分子量 1000 以上のエチレングリコール重合体部分を除く。）。
(略)	
メタクリル酸 2-[3-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-ヒドロキシフェニル]エチル	<u>第 2 表の通し番号 108(1)及び 108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。</u>
(略)	
(略)	